

## 和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1 和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金（以下「助成金」という。）は、犯罪被害者等に対し予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）（以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2 この助成金は和歌山県犯罪被害者等支援条例第11条の規定に基づき、犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し、損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前の再提訴費用を助成することにより損害賠償の請求の適正かつ円滑な実現と経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 対象犯罪行為による負傷又は疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 対象犯罪行為に起因する精神の被害で、その療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 再提訴  
犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償請求を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起することをいう。
- (8) 再提訴費用 再提訴に要する費用のうち、再提訴の際に裁判所に対し支払う費用

とし、その額は民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）の規定に基づき、算出した額をいう。

（助成対象費用）

第 4 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は当該要綱第 3 第 8 号に定める額とする。

2 助成の回数は、一の損害賠償請求につき、1 回の再提訴を限度とする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

3 助成金の額は、一の損害賠償請求につき、33 万円を上限とする。

（助成対象者）

第 5 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者

(2) 再提訴をした日において県内に住所を有している者

（助成金を交付しないことができる場合）

第 6 知事は、次の各号に掲げる場合は、助成金を交付しないことができる。

(1) 助成対象費用について、国、他の地方公共団体その他の者から助成を受けたとき。

(2) 損害賠償請求権に係る刑事事件について、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき。

(3) 犯罪被害者及び申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、犯罪被害者及び申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないとき。

（助成金の交付申請）

第 7 申請者は、和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、知事が認める場合は、書類の一部を省略し、又は他の書類で代替することができるものとする。

(1) 犯罪行為により死亡したことに対する損害賠償請求の再提訴について助成を受けようとする場合

ア 再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等債務名義が分かる書類

イ 前記アの損害賠償請求権に係る刑事事件が分かる書類

ウ 再提訴を行ったことが分かる書類の写し（全文）

エ 申請者本人であることを証する書類

オ 申請者と犯罪被害者の続柄を証する戸籍の謄本又は写本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

カ 申請者が、再提訴をした日において県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類

キ 助成対象費用の額を証する領収証その他の支払費用の内容を証明することができる書類

ク その他、知事が必要と認める書類

(2) 犯罪行為により重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求の再提訴について助成を受けようとする場合

ア 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書等

診断書等には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神疾患については、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。

ただし、判決書等で重傷病又は精神疾患に該当することが分かる場合は省略することができる。

イ 前号(1)のアからクに掲げる書類

(申請期限)

第8 当該要綱第7の規定による申請は、再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から5年が経過したときはすることができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りではない。

(助成の決定)

第9 知事は当該要綱第7の規定による申請があった場合は、審査を行った後、助成金を交付する旨又は交付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付決定等通知書(様式第2号)又は和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する助成金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

(助成金の請求)

第10 当該要綱第9に規定する通知により助成金の交付決定を受けた者は、和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付請求書(様式第4号)により、知事に当該助成金の交付を請求するものとする。

(決定の取り消し)

第11 知事は、助成金の交付決定を受けた者が当該交付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、助成金を交付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

- 第 12 当該要綱第 11 の規定により決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は知事が定める日までに助成金を返還しなければならない。
- 2 当該要綱第 9 の規定により助成金の交付決定を受けた者が、助成金を交付された後に、加害者から交付対象費用の弁償を受けたときは、和歌山県犯罪被害者等再提訴費用弁償報告書（様式第 5 号）により知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告を受けたときは、助成金を返還させるものとする。

(個人情報の収集及び提供)

- 第 13 知事は、助成金の交付を行うに当たり必要な範囲内において、警察等関係機関から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。
- 第 14 助成金の実績報告は、規則第 13 条の規定にかかわらず、規則第 4 条の規定によるこの助成金の交付申請書の知事への提出により当該実績報告があったものとみなす。
- 2 助成金の額の確定は、規則第 14 条の規定にかかわらず、規則第 5 条の規定によるこの助成金の交付決定により当該助成金の額の決定を行ったものとみなす。

(その他)

- 第 15 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に再提訴を行った場合に適用する。

別記

様式第1号（第7関係）

和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

和歌山県知事様

ふりがな  
申請者氏名

被害者との続柄

申請者の住所

電話番号 ( ) -

和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり、交付の申請及び実績の報告をします。

1 犯罪による被害について（分かる範囲でご記入ください。不明な箇所は空欄で結構です。）

被害を受けた方	氏名	
	生年月日	年 月 日
被害を受けた時	年 月 日	
被害を受けた場所	(市町村名)	
被害の概要		
取扱警察署	警察署	

2 対象犯罪行為（和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付要綱第3第1号に規定する対象犯罪行為をいう。以下同じ。）に対する処分等（該当する項目にレを記入してください。）

起訴

家庭裁判所送致

不起訴・起訴猶予

その他上記以外 ( )

3 国、他の地方公共団体その他の者からの同様の助成の有無

なし

あり ( )

4 犯罪被害者及び申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有している者に該当しません。

はい

いいえ

(裏面に続く)

5 再提訴に係る内容

種 類	
原告（債権者）等	
被告（債務者）等	
裁 判 所	
事 件 番 号 等	
再提訴をした時	年 月 日
印 紙 代	金 円
予 納 郵 券 代	金 円

6 交付申請額

金 円	上記5に記載した印紙代及び予納郵券代の合計額を記載。ただし、330,000円を超える場合は、330,000円とする。
-----	--

7 添付書類（申請に当たって添付する書類の□にチェックを付けてください。）

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 再提訴の原因となった民事訴訟における判決書の写し等債務名義が分かる書類 <input type="checkbox"/> 損害賠償請求権に係る刑事事件が分かる書類 <input type="checkbox"/> 再提訴を行ったことが分かる書類の写し（全文） <input type="checkbox"/> 申請者本人であることを証する書類（運転免許証等の写し） <input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者の続柄を証する戸籍の謄本又は写本その他の地方公共団体の長が発行する証明書（戸籍謄本、写本） <input type="checkbox"/> 申請者が、再提訴をした日において県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明できる書類（住民票の写し、戸籍の附票等） <input type="checkbox"/> 助成対象費用の額を証する領収証その他の支払費用の内容を証明できる書類 <input type="checkbox"/> 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書等（診断書には受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。ただし、精神疾患に関しては入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。） <input type="checkbox"/> その他、知事が必要と認める書類 <p>【注意】</p> ※住民票の写しその他の証明書については、発行日から3か月以内のもの ※住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
------------------	--

私が提供する個人情報、和歌山県、和歌山県警察及び公益社団法人紀の国被害者支援センターが再提訴費用助成制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者

(自署)

県民第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 ○○ ○○ 印

和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付決定等通知書

年 月 日付で申請及び実績のあった標記助成金について、下記のとおり和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号）第 5 条第 1 項の規定による交付の決定及び同規則第 14 条の規定による交付額の決定をしましたので、通知します。

記

助成金の額 金 ○○円

- ※ 助成金の交付後に、「助成金の交付を受ける資格がないと証明したとき」、「偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたと認めるとき」のいずれかに該当した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- ※ 知事が助成金の返還を求めたときは、知事が定める日までに助成金を返還しなければなりません。
- ※ 加害者から助成対象費用の弁償を受けたときは、和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付要綱第 12 第 2 項の規定により返還していただくこととなりますので、「和歌山県犯罪被害者等再提訴費用弁償報告書様式第 5 号」により報告してください。

様式第3号（第9関係）

県民第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 ○○ ○○ 印

和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金（以下「助成金」という）について、次の理由により、交付しないことに決定したので通知します。

理由

和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付請求書

年 月 日

和歌山県知事殿

請求者氏名 フリガナ \_\_\_\_\_  
被害者との続柄 \_\_\_\_\_  
請求者住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付け県民第 号で決定通知がありました和歌山県犯罪被害者等再提訴費用助成金の交付について、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円	
振込口座	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	
	銀行コード	
	店舗名	
	支店コード	
	種別	
	口座番号	

※通帳の写し又はキャッシュカードの写しを添付すること。

